

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 11 月 28 日（金）第 673 号の 2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 1

公 安 委 員 会 規 則

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則に規定する通知書の様式
を定める規則（※）（生活安全企画課取扱い） 3

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かとうあきら後援会	加藤 彰	加藤 彰	南さつま市加世田武田18231番地2	令和 7 年 10月 7 日
上蘭てつし後援会	上蘭 哲司	田上 秀樹	指宿市山川大山2966	令和 7 年 10月27日
霧島を、すすめる。会	小出 光如	山田 龍治	霧島市国分山下町11-24	令和 7 年 10月21日
塩月たいしろう後援会	塩月 大志郎	塩月 麻里子	霧島市牧園町高千穂3865-42	令和 7 年 10月15日
田中和矢後援会	田中 和矢	田中 哲矢	いちき串木野市元町100番地	令和 7 年 10月21日
田中さやか後援会	田中 紗弥佳	田中 紗弥佳	霧島市国分上小川859-2	令和 7 年 10月20日
鶴田志郎の会	鶴田 志郎	福永 建	肝属郡肝付町新富399-1	令和 7 年 10月27日
ひわきあきかず後援会	樋脇 昭和	大山 真紀	大島郡龍郷町中勝27-1	令和 7 年 9 月29日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
参政党鹿児島第 2 支部	佐々木 伸治	会計責任者の氏名	長谷 裕子	池田 理恵	令和 7 年 10 月 1 日
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第十三支部	寺田 洋一	会計責任者の氏名	水俣 昭	徳永 和幸	令和 7 年 3 月 20 日
自由民主党西之表支部	松里 保廣	主たる事務所の所在地	西之表市鴨女町 110	西之表市西町 7112	令和 7 年 10 月 14 日
		会計責任者の氏名	小坂 圭吾	竹下 秀樹	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
杉本なおき後援会	小島 良司	代表者の氏名	小島 良司	吉田 重弘	令和 7 年 10 月 24 日
		会計責任者の氏名	杉本 尚喜	山本 当	
たすけあう東串良	瀬戸山 晃	会計責任者の氏名	瀬戸山 光代	石田 正彦	令和 7 年 10 月 3 日
寺田洋一後援会	寺田 洋一	代表者の氏名	寺田 洋一	徳永 和幸	令和 7 年 3 月 20 日
		会計責任者の氏名	徳永 和幸	大隣 一也	
和るりか後援会	仙田 隆宜	主たる事務所の所在地	鹿児島市下竜尾町 3 番 1 号 鹿児島県教育会館 5 F	鹿児島市山下町 4 - 18	令和 7 年 8 月 4 日
ひわきあきかず後援会	樋脇 昭和	会計責任者の氏名	森 カズ子	大山 真紀	令和 7 年 10 月 6 日
古江なおこ後援会	地蔵原 惺	主たる事務所の所在地	鹿児島市上本町 6 - 4	鹿児島市上本町 4 - 10 - 505	令和 7 年 6 月 29 日
		代表者の氏名	地蔵原 惺	今原 犬二	
まつおはるよ後援会	川原 三郎	政治団体の名称	まつおはるよ後援会	まつお晴代後援会	令和 7 年 10 月 3 日
		会計責任者の氏名	川原 威生	川原 孝洋	令和 7 年 10 月 24 日
森山裕後援会	中村 忠徳	主たる事務所の所在地	鹿屋市新川町 671 - 2	鹿児島市鴨池 1 - 35 - 11	令和 7 年 10 月 26 日
やなぎ誠子後援会	今村 悟	主たる事務所の所在地	鹿児島市下竜尾町 3 番 1 号 鹿児島県教育会館 4 F	鹿児島市山下町 4 - 18	令和 7 年 8 月 4 日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	主たる事務所の所在地	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
愛甲信雄後援会	霧島市横川町上ノ3398 － 3	愛 甲 信 雄	令和 6 年12月31日

- 4 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届 出 を し た 者 の 氏 名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取 消 年 月 日
愛 甲 信 雄	愛甲信雄後援会	令和 6 年12月31日

公 安 委 員 会 規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則に規定する通知書の様式を定める規則をここに公布する。

令和 7 年11月28日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

鹿児島県公安委員会規則第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則に規定する通知書の様式を定める規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年
国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 6 条の 4 第 2 項（規則第74条の 3 にお
いて準用する場合を含む。）に規定する通知書の様式を定めるものとする。

（聴聞決定予定日通知書）

第 2 条 規則第 6 条の 4 第 2 項に規定する通知書の様式は、別記第 1 号様式とする。

2 規則第74条の 3 の規定において特定遊興飲食店営業者について規則第 6 条の 4 の規定を準
用する場合における同条第 2 項に規定する通知書の様式は、別記第 2 号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

鹿児島県公安委員会達（ ）第 号 年 月 日	
聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書 殿	
鹿児島県公安委員会 図	
年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第 37 条第 2 項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第 26 条第 1 項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。	
営 業 所 の 名 称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	
備考 法第 4 条第 1 項第 8 号ロの規定により，上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（風俗営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。），当該返納の日から起算して 5 年を経過するまで風俗営業の許可を取得できないこととなります。	

備考 用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式（第 2 条関係）

鹿児島県公安委員会達（ ）第 号	
年 月 日	
聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書	
殿	
鹿児島県公安委員会 図	
年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第 37 条第 2 項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第 31 条の 25 第 1 項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
聴聞決定予定日	
備考 法第 31 条の 23 において準用する法第 4 条第 1 項第 8 号ロの規定により，上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。），当該返納の日から起算して 5 年を経過するまで特定遊興飲食店営業の許可を取得できないこととなります。	

備考 用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とする。